

第9回 100条調査特別委員会

日 時	令和5年1月5日(木)			午後 1時30分 開会
				午後 2時13分 閉会
出席委員	委員長	丹 尾 廣 樹	副委員長	帰 山 明 朗
	菅 原 義 信 木 村 愛 子 奥 村 義 則 江 端 一 高 林 下 豊 彦			
欠席委員	—			
オブザーバ ー	議長 石 川 修			
	副議長 佐々木 一弥			
弁 護 士	井 花 正 伸			
事務局職員	議 会 事 務 局 長 九 島 隆 議 会 事 務 局 次 長 熊 野 正 章 議 会 事 務 局 次 長 補 佐 宮 澤 泰 徳			

開会 午後1時30分

○委員長（丹尾廣樹君） ただいまから第9回100条調査特別委員会を開会いたします。

開会に当たり一言御挨拶を申し上げます。改めまして、明けましておめでとうございます。委員の皆様には、本年もどうかよろしくお願ひいたします。

では、早速始めさせていただきます。

さて、本日も報道機関および一般の方から傍聴の申出があります。

鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき、これを許可することとてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、入室を許可することにいたします。

なお、委員外議員につきましては、鯖江市議会委員会条例第19条第1項の規定に基づき入室は認められております。

では、傍聴人の入室をお願いいたします。

（報道機関、傍聴人入室）

○委員長（丹尾廣樹君） 100条調査特別委員会開催時の報道機関による撮影および録音につきましては、委員会の判断に委ねられており、今回も報道機関から事前にカメラ撮影および録音の申出がありました。

本日は、証人喚問がなく、証人に意見を求める必要がないので、報道機関による撮影および録音につきましては、許可することとてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 御異議なしとのことで、本日は報道機関による撮影および録音につきましては、許可することといたします。

なお、傍聴人に申し上げます。

鯖江市議会傍聴規則に基づき、傍聴人は撮影および録音などは禁止となっておりますので、よろしくお願ひいたします。また、同規則に基づき、傍聴人は私語を慎み、会議の妨害となるような行為は固く禁じますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、次回以降の委員会の証人喚問につきまして協議し、決議してまいりたいと思います。

それでは、前回の100条調査特別委員会において、証人喚問すべきとの議決がありました奥村充司氏につきまして協議いたします。

出頭を求める証人名は、ごみ焼却施設等整備基本構想策定委員会、ごみ焼却施設等基本計画検討委員会、新ごみ焼却施設等整備・運営事業者選定委員会の各委員長を務められました奥村充司氏。出頭日時は、令和5年1月13日金曜日午前10時から。出頭場所は鯖江市役所4階全員協議会室。証言を求める事項については、新ごみ焼却施設等整備・運営事業についてとなります。なお、日時につきましては、奥村氏と事前に調整済みとなっております。

それでは、これにつきまして質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 特にないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、奥村充司氏の証人喚問について採決をいたします。

出頭を求める証人名は、ごみ焼却施設等整備基本構想策定委員会、ごみ焼却施設等整備基本計画検討委員会、新ごみ焼却施設等整備・運営事業者選定委員会の各委員長を務められた奥村充司氏。出頭日時は令和5年1月13日金曜日午前10時から、出頭場所は鯖江市役所4階全員協議会室。証言を求める事項については、新ごみ焼却施設等整備・運営事業についてとし、議長に対して証人出頭を要求することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手全員であります。

よって、原案のとおり議長に対し証人出頭要求をすることに決しました。

それでは次に、協議事項2、今後の証人喚問についてですが、出頭を求めたい証人について御意見はございますでしょうか。

木村委員。

○14番(木村愛子君) 佐々木一郎議員や、鯖江の福原議員をおいていただいて、少しばかり尋ねたいと思います。

○委員長(丹尾廣樹君) ほかにありませんか。

帰山委員。

○8番(帰山明朗君) 今後の証人喚問についてでありますけれども、我々の100条調査委員会の中でも、結論を出していくべきスケジュールについても3月議会までということで、大変タイトなスケジュールの中で効率的に審査を行う必要があると思っております。

既に出頭を求めたい証人については、堀田さん、そしてまた三野さんのお二人については、当委員会の中でも証人喚問すべきということで議決をしておりますので、その既に議決したお二人以外の証人については、木村委員が挙げられたお名前についても、御意見は分かりますけれども、今後また13日に、先ほど議決しましたお二人の証人喚問もございますので、その証人喚問の証言内容等も踏まえて議決していくのが妥当ではないかと思っておりますので、意見を申し上げたいと思います。

○委員長(丹尾廣樹君) 奥村委員。

○10番(奥村義則君) 帰山委員のほうからお話がありましたけれども、今現在、本委員会で議決していますお二人の証人喚問の証言内容を聞いて、その後というお話がありましたけれども、佐々木副議長、福原議員に関しては、お二人——三野さんと堀田さんの証言からは、何ら関連する尋問はないというふうに思います。ですから、その後というんじゃないで今の段階で決めていくべきではないかと、このように思うところであります。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに御意見ございますでしょうか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） ないようですので、質疑を終結いたします。
次に、証言を求める項目について御意見ございますでしょうか。
奥村委員。

○10番（奥村義則君） 既に、堀田氏に関しては、委員長、副委員長が直接会っていただいて、その中で、お二人で決めていただいたと。それは帰山副委員長のほうからも出ていますけども、それで結構かなというふうに思います。

そして、越前町議会の副議長佐々木一郎氏に関しては、既に私のほうから出してございます。タブレットの中にも入っていきまして、ちょっと申し上げますと、3項目出しています。それは1点目として、令和4年、昨年1月29日、オタ建設の森川氏にかけた電話内容について詳細を聞きたいと思っております。それともう一つは、池田町の組合員への訪問について、3点目が、越前町組合議員への働きかけについてということでもあります。これは既にもう出ておりますので、お願いしたいなというふうに思います。

福原議員に関しては、玉邑議員にも尋問しましたけれども、同じ日に行っているということで、内容については池田町の組合議員への働きかけということでもあります。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに何か。
木村委員。

○14番（木村愛子君） 奥村委員のおっしゃることと一連の流れは同じですけれども、福原議員に関しましては、私も、一番最初、証人として喚問したい、お聞きしたいというところの項目で、やはり昨年8月に池田町議員とか福井市の議員のところの一連の経過報告、説明だと言っても、あの録音テープからでは多数派工作だなというふうに受け取れる内容でございましたので、その件についてお尋ねしたいということと、池田町では、煙突が1基壊れているという虚偽発言をされておりました。その件に関してのことを福原議員には尋ねたいと思っております。佐々木一郎氏に関しましては、大方それなんですけど、オタ建設に——ちょっと私はこのところ、12月6日におらなかったんで、一番最初、自分の思い、考えで出したところでは、やっぱり下請に荏原とか、フクシンの下請けに入らないかと、悪いようにはしないよという働きかけを佐々木副議長としてされていたという事実を確認したいと思っております。

○委員長（丹尾廣樹君） 木村委員、今のものにつきましては、今項目を尋ねているんですけど、奥村委員の中に含まれていますでしょうか。

○14番（木村愛子君） はい、含まれていますので、関連でちょっとお尋ねするという程度で、流れは、主尋問、奥村委員なので。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに、御意見ございますでしょうか。
ほかにないようですので、質疑を終結いたします。

それでは、日時について、出頭を求める証人に対して調整を行う必要がありますので、

今日は、出頭を求める証人についておよび証言を求める事項についてを採決いたします。
帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 今、採決に入られる前に、先ほど私、意見申し上げましたけれども、次お二人まだ未出頭の方がいらっしゃって、当委員会としては出頭請求している方がいらっしゃって、今から日時を調整するということが1点。そしてあと、13日の証言次第によっては、まだ次に、速やかに呼ぶべき方が出てくる可能性もあるということも含めてですので、現時点について次に呼ぶべき方について委員会の中でいろいろ意見を出し合うことについてはこの場で承知しましたけれども、次に呼ぶということで、議決まで今日採る必要があるかということに関しては、次回の委員会でいいのではないかと、今後は次の証人自体の議決を採ることについては、尚早ではないかということで反対をしたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、ほかに御意見がございますか。
木村委員。

○14番（木村愛子君） 今の帰山委員の御意見に対しては、佐々木一郎氏にお尋ねしたいこと、それから、福原議員にお尋ねしたいことは、13日の証言によって何ら影響されるものではないと思いますので、もうこの場で2人も——またそこで新しく出てくれば新たに追加するというので、やっぱり佐々木一郎議員、それから福原議員に関しては、やっぱり早急に——急ぐことでもないですけど、順番としては、もう既に本来ならばお尋ねしてもいい方だと思いますので、この場で今日議決していただいても問題ないんじゃないのかなということを提案します。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに御意見ありますか。
奥村委員。

○10番（奥村義則君） 佐々木一郎副議長および福原議員に関しては、これは本来この委員会がやるべき1項目、2項目、その中に入っている部分です。ですから、これは一番重要な点でありまして、これは今日採決していただいても差し支えないというふうに思っております。ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○委員長（丹尾廣樹君） ほかに意見はないですか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） ないようですので、佐々木一郎議員、それから福原議員につきましては、出頭を求める証人および証言を求める項目について、採決していきたいと思います。

○8番（帰山明朗君） 採決を行う前に、採決を行うべきではないという意見を出しておりますので、採決を行わないかどうかについても問うていただいて、その後に、採決するんだったら採決するという手続きを踏んでいただくのがいいかと思っておりますので、意見として申し上げたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、採決を行わなくてもいいのではないかという意見が、ほかにございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) 採決を行ったほうが良いということで、無言の方はそういうふうな形でよろしいでしょうか。

江端委員。

○2番(江端一高君) 今の帰山委員の御言葉は、採決を行うべきではないということで決を採ってくれという話だったかと思しますので、意見があるかないかではなくて、今日決めるべきではないということで決を採っていただきたいということでございます。

○委員長(丹尾廣樹君) できましたら、この出頭を求める証人とかについて、何人か出してほしいというようなことは私は思っております。といいますのは、堀田証人、それから三野証人、このお二人に対する出頭の日時がなかなか決めにくいということもありまして、そのところが、もし予定されたときにぽっかり空くというようなことも考えられますので、そういった意味においても複数の方を今出していただきたいなど、私自身としてはそう思っております。

そういう解釈でよろしいでしょうか。もしよろしければ、これ日時につきましては、まだ調整がございまして、まだありますので、今お二人、日時が決定してない証人がおりますけれども、それにプラスすることによって、お二人、してほしいなど、このように思いますのでよろしくお願いします。

林下委員。

○1番(林下豊彦君) 先ほどから帰山委員もおっしゃっているとおり、今のお二人の名前が出てくるのは別にいいんですが、今もともと証人喚問をお願いしています堀田さんと三野さんという方に関してはアプローチをもっと続けると。でも、それが駄目なときのためのということであるんだと思うんですが、13日に新たに証人喚問がございまして、お二人の方に証人喚問するわけですから、そこで、もし新たに誰かが出てきたときに、改めてその人たちも含めて、今のお二人のことも入れて、その時点で考えても決して遅くはないと思しますので、もしかしたら、そのときに出てきている人のほうが優先順位として大切になる可能性もありますので、今ここでする必要はないかなと私も思っております。

○委員長(丹尾廣樹君) 木村委員。

○14番(木村愛子君) 先ほどから申しておりますように、佐々木一郎さんと福原議員、佐々木一郎議員に関しましては、何も100条委員会の動議の中にはお名前として入れておりませんが、福原さんに関しましては、もう動議で明確にお名前が出ているわけですから、受け取りようによっては、帰山委員も林下議員も後回しにすればいいというようなおっしゃり方と私は理解するんですけども、今、これ、委員会としては、何らかの証人をいただく場をつくっているべき人ではないのかなというふうに……。私は途中コロナで休むということがありましたので、時間的な流れがちょっと皆さんとずれている部分があるかもしれませんが、そのように思うところです。何で後にすればいいと言うのか分からない。もう少し何で後にすればいいのか理解ができるように御意見を

おっしゃっていただきたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） 後にといいますか、13日のそのときに決めるときに今の証人を決めたとしても来られる日数がそんなに急に早くなるわけではないということが1点あります。どちらにしろ、今日議決しても、日時までは議決しないというふうに委員長おっしゃっているんですから、いずれにしろ次の委員会までは、日程については議決できないということが1点。それでしたら、証言を聞いてから後に、優先順位をはかりながら、今出ておられる佐々木一郎越前町副議長さん、そして福原議員も含めて検討するという余地があるのではないかとということが1点です。

あともう一点ですが、今回の調査事項の中では、（1）新ごみ焼却施設等整備・運営事業の経緯と疑義に関する事項、もう一つは、玉田市議と福原市議および広域衛生施設組合職員による他市町議員への働きかけ工作事案に関する事項という2つなんですが、その2番目については、既に池田町にこの2人の当該の議員が行かれて職員さんが同行したときのテープの全文起こしが記録として出ているので、一定のその内容について理解ができています。理解できるから呼ばなくていいというわけではないんですが、既に一定のものが分かっているということ。

あと、佐々木一郎氏の話についても前回、森川証人の中で電話の内容についても一定の証言が得られているということを含めると、僕自身は、優先すべきは、やはり1番のごみ焼却等施設整備・運営事業の経緯と疑義に関する事項を優先する中で、書類の改ざん、もしくは情報の漏えい等々があったとされている点についての証人を先に呼ぶ、そしてまた、市長についてもその点について御答弁いただくことになろうと思いますし、池田町に職員が同行したことについても管理者という立場で、その点についても質問が出るんだろうとも思っておりますので、それを聞いた後に、次の証人については、予断を持たずに決めていけばいいんじゃないかと、そういう意味で申し上げております。

○委員長（丹尾廣樹君） 菅原委員、どういう御意見かちょっと伺いたい。

○20番（菅原義信君） いや、あまり大して、このことについてはこだわっておりません。ただ、先ほど委員長がおっしゃったような、そういう順番どおりの証人喚問ができなかったという場合に、順番どおりというか、順番を決められているわけじゃありませんけれども、そういう一つの予備といったら語弊がありますけれども、そういうものとして、一応、証人として喚問するんだということで議決だけはしておきたいということならば、それもそうかなという具合に思っている程度です。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） 池田町に行ったときの件に関しては、テープもあるからそれでいいのではないかとというようなことでありますけども、これは直にやっぱり本人に聞くべき問題だと思います。それと、誰がそういう指示をしたのかとか、そういうふうなこともあるんです。ですから、非常に重要な部分だと思います。ですから、日程的なものがありますけれども、今もう決まっている三野氏、堀田氏に関してはなかなか時間的に合っ

ていかないというような部分もありますから、無駄を省くという意味でも、やはりしておくべきだというふうに思います。よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 基本的には、皆さんがまとまって、13日が喚問の日ですので、その後の時間帯があつたら、そこで決めていただくのもできないことではないと思います。ただ、そのときに、先ほど出てきましたように、証拠固めと言ったら変ですけども、そういった意味で、この人たちをというような形で、またその折、後先というような形になりますと、ただ、予定の3月報告という部分について非常に日程的に厳しくなってくるということもございます。そういう点において、そこらのところ、委員の皆様でどちらか妥協していただけたらなど、こんなふうに思うところですけども。

菅原委員の言われたとおり、13日にきちんとこういうことが、次の予定が決まれば、そんないいことはないんですし、また、委員さんがそれぞれの尋問内容もおつくりになって、そういういい形で喚問ができたら一番いいわけなんで、私はそういった部分を望んでいるわけなんですけども、早め早めがいいかなと思ってこういう提案をさせていただいているんですが。

帰山委員、今、このお二人を取りあえず、これは日程も日付もまだ決まってはいませんし、また、あと何回そういうような時間的な部分があるかということについても分かりませんが、今、やはりあれですかね、13日の大きな山というんですか、そういった部分もあることはあるんですけれども、そういったことによって大分様相が変わる可能性というのはあると思いますか。

帰山委員。

○8番（帰山明朗君） あまり予断を持って証人喚問に臨むべきではないと思っておりますので、今、委員長がお尋ねになった趣旨は分かりますけれども、山なのか山でないかも分からないということでもあります。それでも、やっぱりどういう証言になってくるか、どういう展開になるか分からないという意味で、あまりこう日にちが詰まっているから、日にちが空いたらこの人を予備で呼んどいたらいいんじゃないかとか、この人の名前を充てておいたらいいんじゃないかという考え方には極めて疑問に思うと。なぜならば、やっぱり証人として呼ばれる方というのは、いろんな面で御負担がかかると思っておりますので、そうした意味で配慮すべきだろうと思っておりますので、やはり証人として議決するのであれば、やっぱりその時期そのときに一番適当やと思われる方を呼ぶことが大事なんではないかなと申し上げます。

それでも、先ほどから名前が出ている2人に関して呼ぶべきではないと申し上げているのではなくて、今日議決することについてはどうだろうということをおし上げているので、そうした意見であるということをお伝えしたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、今日これを決めるかどうかという部分を決めたいなと、こんなふうに思います。

今、中間的な御意見がお二人で、今日決めるべきだという方が2人、それから、待つ

たほうがいいんじゃないというのがお二人と、こういうような形で、非常に分かれているので、非常に私としても難しいなとは思っています。

(発言する者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) では、今日、この2人について決めてもいいという方。

(挙手 3 名)

○委員長(丹尾廣樹君) 3人になります。

なら、ちょっとおいたほうがいいんじゃないという方は。

(挙手 3 名)

○委員長(丹尾廣樹君) 3人ですね。

非常に困ったことになったんですけど。同数ですので、ずっと流れとして、こういうようなことを私も言っていた手前、このお二人の……。先ほど証人に対する証言を求める項目については、一部、皆さんも黙ってられたということは認められたのかなと思いますので、証人について、お二人を決めていきたいなど、こんなふうに思うところがございます。

(発言する者あり)

○委員長(丹尾廣樹君) だから、佐々木一郎議員についてと、福原議員について、日時以外の出頭を求める証人およびその証言を求める項目について採決していきたいと思っています。

まず、出頭を求める証人について、佐々木一郎氏尋問項目については、12月20日の資料として入っております3項目です。質問項目につきましては、令和4年1月29日、オタ建設の森川氏にかけた電話内容について、1点目がそれです。2点目が、池田町の組合議員への訪問について。3点目が、越前町組合議員への働きかけについてと、この3点とし、議長に対して証人出頭要求することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手 3 名)

○委員長(丹尾廣樹君) 挙手3名。

それでは、反対の方の挙手を求めます。

○8番(帰山明朗君) 反対意見を出す前に少し、討論ではないですけど、意見を言わせてもらってもよろしいでしょうか。

○委員長(丹尾廣樹君) どうぞ、言ってください。帰山委員。

○8番(帰山明朗君) そもそも、佐々木一郎議員であったり、福原議員については、13日以降に証言を聞いて出頭要求するほうがいいんじゃないか、するかどうか是非を問うべきでないかという意見は変わっておりません。そんな中で、そこについては、今、この委員会の中で、委員長の御判断の中で決められたことですので、それは委員会の組織として従っていきますが、質問の項目についても、そもそもこれまで上げてなかったのは、まだ尋問を請求すべきでないという意見の中で質問項目を上げてこなかったところがあります。ですので、今、質問項目についても、1番、2番の今おっしゃった内容については、既に森川氏が出された文書の中にも電話をかけたことが書いてありますし、

佐々木一郎氏についてです。あと、池田町の組合議員への訪問についても、同行された旨というのは、テープからも明らかになっていることですので、質問されることについて異議はありませんが、越前町組合議員への働きかけについてということで、委員会として議決する項目が含まれているんですけども、この点についての、これまでの明らかになっている証言の中での何か調査の中での根拠というのがあるのでしょうか。あまりこれまで承知していない部分でありますので。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員、ここ説明をお願いいたします。

○10番（奥村義則君） 明らかにするためにどうかということをお願いして、この委員会は。そうではないんですか。そうでしょう。

○委員長（丹尾廣樹君） 帰山委員。

○8番（帰山明朗君） あまり具体的な確証とか一定のその人に尋ねる根拠がないのに、ともかく呼んで何か聞くというのが分からないので、この委員会として呼ばるのであれば、この人にこれを聞くというに足る根拠というか理由というのが、一定のものがあるんだと思うことです。その中で、それをきちんと確証していくために調査するということはよく、奥村委員おっしゃるとおりだと思います。

質問してかかって、この委員会で決める項目については、委員会共通の項目になりますので、しっかりとみんなが理解した内容であるべきだと思います。それについては、そやけど、関連で各委員の中でそれぞれに調査したことであったり、知り得たことの中で、各委員が関連で質問していくことは各委員の権利だと思いますし、権限だと思いますので、そうした意味で質問項目については確認をさせていただきたいと思います。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員。

○10番（奥村義則君） では、喚問をするべき人は決めていただいて、13日までに細かく皆さんからも出していただいたらどうですか。それが一番いいと思います。お願いします。

○委員長（丹尾廣樹君） 奥村委員、今の意見はどういうことですか。13日までに……。奥村委員。

○10番（奥村義則君） 証言を求める人に関しては、今ここで議決をすると。尋問内容に関しては、実際、これ私1人しか出していないんですよ。ですから、13日までに皆さんのほうからも出していただくと。それで、尋問内容に関しては、13日にお二人の尋問を終えた後に決めていくと。それでいいのではないのでしょうか。

以上です。

○委員長（丹尾廣樹君） 再採決を行いたいと思います。

まず、出頭を求める証人については、佐々木一郎証人については、尋問項目については……。

○10番（奥村義則君） まずは、出頭を求める佐々木一郎氏、福原氏に関して、まず議決を採ってください。そして、尋問内容に関しては、13日までに委員の皆様からそれぞれ出してもらおうということでもいいのではないのでしょうかというのが私の意見です。

○委員長（丹尾廣樹君） それでは、今の奥村委員の説明がありましたけれども、それに
変更してよろしいでしょうか、今の採決について。では、あくまでも、そういうような
採決の方法を取りたいと思います。

それでは、出頭を求める証人についてのみ、お二人、採りたいと思います。

それでは、出頭を求める証人について、佐々木一郎氏とし、議長に対して証人出頭要
求することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 3 名）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手3人でございます。

賛成以外の方の挙手を求めます。

（挙 手 3 名）

○委員長（丹尾廣樹君） 3人、同数であります。賛否同数であります。

そして、私の意見としては、証人出頭要求する方を今決めたいと思うということで、
賛成ということです。それで、佐々木一郎氏については、議長に対して証人出頭要求す
ることに決しました。

次に、福原議員について採決したいと思います。

証人出頭要求をすることに賛成の方の挙手を求めます。

（挙 手 多 数）

○委員長（丹尾廣樹君） 挙手多数であります。

よって、出頭を求める証人については、福原議員に対し証人出頭要求することに決し
ました。

それでは次に、協議事項3、その他に入りたいと思います。

何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（丹尾廣樹君） 特にないようですので、終結いたします。

それでは、これで本日の議事は全て終了となります。

以上で、第9回100条調査特別委員会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

閉会 午後2時13分